

酷暑から命と健康を守る生活保護制度の運用改善を求める意見書

生活保護制度の運用において、2018年4月以降に保護が開始された世帯については、冷房器具の購入等に要する費用の支給が認められることとなっている。しかしながら、それ以前に保護を開始した世帯については、毎月の保護費のやりくりで購入費用を賄うことが基本とされている。

気候変動の影響を受け、日本全国で夏の暑さが厳しさを増しており、例えば東京都心では、2022年の猛暑日が1875年の統計開始以来、歴代最多日数を記録している。酷暑の中、熱中症による救急搬送、死亡事例も多発している。

全国市長会は「保健福祉施策に関する提言」の中で、生活保護制度について、「冷房器具の購入等に要する費用について、すべての被保護世帯が支給対象となるよう制度を改めること」、また「生活保護受給者の健康及び最低限度の生活を維持するため、夏季の冷房器具使用に係る電気料金相当分を扶助する「夏季加算」を創設すること」を求めている。

全国市長会が言うように、酷暑の中、冷房器具の設置・活用は、健康及び最低限度の生活を維持するという日本国憲法が保障する生存権を守るものとなっており、低所得世帯等へ冷房器具の購入等を補助する自治体独自の取組も行われているところである。

よって、国におかれては、次の事項を実現するよう要望する。

- 1 生活保護制度において、冷房器具の購入費等に要する費用を冷房器具がなく、世帯員に高齢者等の熱中症予防が必要な者がいる被保護世帯に支給可能とすること。
- 2 生活保護制度に「夏季加算」を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 明 神 健 夫

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

} 様